

令和5年稲沢市教育委員会 第5回定例会会議録

1 日 時 令和5年5月11日（木）午後1時30分～2時10分

2 場 所 稲沢市役所 議員総会室

3 出席委員 教育長 広沢 憲治
教育長職務代理者 江本 弘子
委員 伊藤 浩樹
委員 吉川 繁樹
委員 澤田 可奈子
欠席委員 委員 城 義政

4 説明のため出席した職員

教育部長	荻須 正偉		
教育部調整監	森 義孝		
教育部次長兼庶務課長	大口 伸	庶務課主幹	大崎 敬介
庶務課主幹	鈴木 達哉	庶務課主幹	犬飼 貴志
学校教育課長兼指導主事	松村 覚司	学校教育課統括主幹兼指導主事	伊藤 尚
学校教育課主幹兼指導主事	林 久人		
生涯学習課長	佐藤 雅之	生涯学習課主幹	松尾 俊明
生涯学習課主幹	恒川 浩		
スポーツ課長	江頭 弘幸	スポーツ課主幹	鈴木 元行
図書館長	塚本 ゆかり	図書館主幹	石川 路子
図書館主幹	水野 正己		
美術館長	長谷川 隆		
書記 庶務課	稻山 美佳		

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和5年第4回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 議事

- ・稻沢市いじめ問題対策連絡協議会委員及び稻沢市いじめ問題専門委員会委員の解嘱及び委嘱について
- ・学校運営協議会委員の委嘱及び任命について
- ・令和5年度稻沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について

9 報告

- ・稻沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・稻沢市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について
- ・専決処分の報告について
- ・稻沢市図書館運営等業務委託者選定委員会委員の委嘱又は任命について

10 その他

- ・大里西公民館大研修室の利用停止について（口頭説明）
- ・令和5年度一般財団法人稻沢市文化振興財団事業計画及び収支予算の報告について（口頭説明）
- ・令和4年度一般財団法人稻沢市文化振興財団事業報告及び収支決算の報告について（口頭説明）

11 次回開催予定日時

一 開 会 一

◎教育長

それでは、令和5年第5回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

初めに、教育長報告ということで少し時間をいただきます。

5月になりますて、サマースタイルでの会議ということで、事務局の職員も軽装で会議に参加させていただいています。委員の皆様はきちんとした服装でご出席いただきまして恐縮ですが、私どもそういうことですので、よろしくお願いいたします。

私から2点お話をさせていただきます。1点目は、後ほど教育委員会報告でも触れることになるかと思いますが、昨年度までは行っておりませんでした地域学校協働活動推進委員の説明会を4月28日に開催いたしました。この地域学校協働活動と申しますのは、教育委員の皆様には改めて説明する必要はないかと思いますが、これから未来を担う子どもたちを地域と学校とが共に手を取り合って育てていこう、健全な育成を図っていこうということで、地域の方も学校に入っていただいて共に子どもを指導すると言いますか、一緒に子どもたちを見ていていただこうと、また学校も地域の様々な活動などに参加し、これが地域の活性化にもつながっていくのではないか、そんなようなところを狙つてのものです。でもまだ、地域によりそういった活動の地盤ができているところとできていないところがありまして、今回開催しました最初の説明会では3分の1を少し超えたくらいの地域で推進員が決定され、出席いただきましたが、まだそこまで至っていない、そういう地域もありました。私どもといたしましては、こういった取り組みを順次進めて、できるところから地域学校協働活動を一步ずつ前進させていきたい。そんな思いを持ってスタートしたところです。こういったことにつきましても、教育委員の皆様にご意見を伺ったり、そういう機会を設けることになるかも知れませんので、またよろしくお願ひしたいと思います。

2点目は、今日私のところまで報告が上がってきたのですが、不登校の問題です。昨年度も何度か、不登校の子どもが増えて心配していると申し上げてきましたが、今年度最初の4月の報告では、1年前の4月より小中学校の合計で見ますと10数名の増ということで、ちょっと増え方が大きいなということで、驚いてその数字を見ていたところです。今、だから何をするという段階ではないのですが、昨年度の終わりの頃から、そして今年度に入って校長会等でも不登校の問題は放置できない、何らかの方策を考えなければならぬし、各学校でも努力をということを私からも話をしてきておりますが、それでもこういう数字が出てきてしまうということに大変、更に危機感を強めているところです。教育委員会としても例年どおりの不登校対策にはこれまでも手を打ってきてますが、こういったことを例年どおりにやるだけでなく、更に工夫をしていかなければいけないのかなと、そんな思いになっているところです。この問題も今後いろいろと相談しながら、教育委員の皆様のご意見も伺って進められたらと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

本日の私からの報告は以上とさせていただきます。
◎教育長

続きまして、3. 前回会議録の承認について、前回の会議録を順次お回ししますので、お目通しをいただき署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長からお願ひします。

(定例会事項1ページの資料に基づき、教育部長から報告)

◎教育長

ただいまの教育委員会報告で何かご質問等、お聞きになりたいことがありますらどうぞお願ひします。

◎教育長

ないようですので、次に、5. 議事に入ります。

議案第16号「令和5年度稻沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」及び「専決処分の報告について」は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きの規定により、「教育委員会の会議は、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。本件は、議会の議決案件に関する議案又は報告事項であり、事前協議となりますので、非公開とさせていただきたいと思います。賛成の委員の皆さんには挙手をお願いします。

(委員挙手)

◎教育長

全員賛成ですので、議案第16号及び「専決処分の報告について」は非公開で審議します。

◎教育長

別添の議案書をお願いします。承認案第6号「稻沢市いじめ問題対策連絡協議会委員及び稻沢市いじめ問題専門委員会委員の解嘱及び委嘱について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

議案書2ページをご覧ください。

(承認案第6号 朗読)

3ページをお願いします。稻沢市いじめ問題対策連絡協議会につきましては、児童生徒の生徒指導やいじめに関する関係機関等により組織し、市内小中学校におけるいじめの防止や対策等についてご協議いただく組織でございます。条例に基づき、小中学校代表、児童相談センター、稻沢警察署、法務局及び市の関係課等からなる、委員を委嘱するものであります。年度変わりの異動に伴って各組織が改まったことによる解嘱と委嘱でございます。委嘱期間は、前任者

の残任期間である、令和5年4月1日から令和6年3月31日となります。

その下の稻沢市いじめ問題専門委員会委員につきましては、いじめによる問題が発生し、教育委員会による調査が必要と判断した場合に諮問する附属機関として設置するもので、いじめ事案について調査し、教育委員会に答申をお願いするものであります。条例に基づき、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な経験を有する方々について、教育委員会が委嘱を行います。今回、法律の専門家である1の解職該当者が本年度より新たに稻沢市小中学校スクールロイヤーを務めることになり、解職を希望されたことによって、2の委嘱候補者を新たに後任として委嘱するものでございます。委嘱期間は、前任者の残任期間である令和5年4月1日から令和6年3月31日となります。

なお、4ページに、参考資料としまして、令和5年度稻沢市いじめ問題対策連絡協議会委員全員の名簿と、稻沢市いじめ問題専門委員会委員の名簿を載せていただきました。

以上、よろしくお願ひいたします。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお詫びします。承認案第6号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、承認案第6号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。承認案第7号「学校運営協議会委員の委嘱及び任命について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

5ページをお願いします。

(承認案第7号 朗読)

6ページをお願いします。全小中学校の学校運営協議会委員の名簿を掲載させていただきました。令和3年度から、市内全ての小中学校で学校運営協議会を設置し、1校当たり15名を上限として、「児童生徒の保護者」、「地域住民」、「運営に資する活動を行う方」、「校長、その他の教職員」、「学識経験者」、「その他教育委員会が適当と認める方」の中から委員を委嘱及び任命をさせていただくものです。

なお、委嘱及び任命期間は1年で、令和5年4月1日から令和6年3月31日

までです。よろしくお願ひいたします。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○吉川委員

この協議会の委員がすべての学校で定着して数年になるわけですが、どの学校も上手く活動していただいていると思いますが、備考欄を見ますとそれぞれの学校の特色を活かしていろいろな方々が委嘱されていることが分かります。その中で、表記が学校によって様々ですが、この運営協議会の会長職が記されている学校もあれば、そうでない学校もあります。このことについて、多分どの運営協議会も会長が取り回しと言いますか、進行されているのではないかと思いますが、表記されていない学校についてはどのような形をとられているのかというのが1点、2点目は年に何回ぐらいこういう会を持ってみえるのか、もう一つは行事等への参加依頼の状況はあるのかという点について教えてください。

●学校教育課統括主幹

1点目の会長について表記していないというところですが、最初に記載されている方が会長だと捉えています。2点目の年に何回行われているかについて、報告書を見ますとだいたい3回から4回行われています。ただし、報告書には3回か4回ですが、臨時に行っている学校もあるというように聞いております。3点目の行事等への参加依頼についてですが、コロナ禍ということもあって、大々的には呼び掛けてはおりませんが、学校によっては、例えばることあるごとに運動会や卒業式など学校の子どもたちの成長の度合いをぜひ見ていただきたいという場面で声を掛けているという話を聞いています。

○吉川委員

備考欄の表記については、最初の方が会長で、それぞれの会の進行をされているのではないかという、その辺りはできるだけ統一された方が良いのではないかと思いました。あと、どんな立場の方かという点はそれぞれ学校の特色があって構わないと思います。もう1点ですが、冒頭教育長から話がありましたように、地域学校協働活動の推進員がスタートしたということで、協議会の運営委員名簿を見ましたら推進員が入っていますね。これが決定した14校だと思います。すべて調べてチェックしました、どの方がなっているのか。その中で気が付いたことが2点あります。一つは、推進員の中で、この運営協議会の委員になっていない方が2名ほどみえました。確かに法立小学校と山崎小学校が学校運営協議会のメンバーではないのですね。そういうところはどのようにして

その方が選出されたのかということ。もう一つ、推進員と名前があったのですが、名簿には載っていなかった方がありました。高御堂小学校ですね。高御堂小学校の名簿の最初に推進員として載っていますが、14名の推進員の名簿にはありませんでした。その辺りの確認をお願いします。

●生涯学習課長

最初に、推進員になっていて学校運営協議会の委員になっていない方が2人ということですが、この当初事業につきましては、なかなかイコールという形にはできませんでした。特に山崎小は以前運営協議会に入っていて、昨年度か今年度に辞められたということです。辞められたばかりですぐにまた入るというのは難しいということを聞いています。そういうことが、推進員が学校運営協議会の委員にならないという理由です。そして高御堂小の推進員につきましては、3月までに出てきた方が14名、それ以後に推薦があって推進員となられた方が高御堂小の推進員となります。実は今回4月28日の説明会の話がありましたが、説明会にもご出席いただいている。

○吉川委員

この学校運営協議会と新しくなられた地域学校協働活動推進員との関わりで、どうかなと思いました。私も山崎の実情をよく知っていますので、いろいろなことを経験されている方なので、十分やれる方だと分かりますが、やはりこの学校運営協議会に入っていなくとも本当に良いのかということを、今後検討していただけたらと思います。

○教育長

ほかにございますか。

○教育長

ないようですので、それではお諮りします。承認案第7号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認め、承認案第7号は承認されました。

○教育長

続きまして、6. 報告事項に移ります。

「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の2ページをお願いします。4ページにかけまして「稲沢市教育

委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しております。ここに記載のとおり、12件の後援名義使用承認申請につきまして、稲沢市教育委員会後援名義の使用承認及び稲沢市教育委員会賞の交付に関する事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことをご報告いたします。

◎教育長

続きまして、「稲沢市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について」を学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

定例会事項の5ページをお願いします。稲沢市特別支援教育推進委員会委員につきまして、「稲沢市特別支援教育推進委員会要綱」第4条の規定により、「1委嘱者」のとおり委員を委嘱いたしますので、報告をさせていただきます。委員には、稲沢西中学校校長を代表とする役員と各学校の特別支援教育を担当する教諭の方々に委嘱させていただきます。稲沢市特別支援教育推進委員会では、24名の委員で、特別支援学級の運営や、教育相談に関すること、研修会の開催など、特別支援教育の推進に必要なことに取り組んでまいります。

委嘱期間は1年で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

よろしくお願ひいたします。

◎教育長

続きまして、「稲沢市図書館運営等業務委託者選定委員会委員の委嘱又は任命について」を図書館から説明をお願いします。

●図書館長

定例会事項7ページをお願いいたします。稲沢市図書館運営等業務委託者選定委員会委員の委嘱又は任命について説明いたします。

現在、中央図書館では、窓口業務ほかの図書館業務を業者委託にて行っておりますが、令和6年3月31日をもって、3年の委託期間が終了します。これを受け、新たな委託候補者を公募型プロポーザル方式にて選定するにあたり、候補者の審査・選定を行う委員を、稲沢市図書館運営等業務委託者選定委員会設置要綱第4条の規定により、名簿に記載の5名の方に、委嘱又は任命させていただきます。

なお、委員の任期は同要綱第5条の規定により、辞令及び委嘱状の交付日から、当該業務について委託契約を締結するまでの期間でございます。

以上、よろしくお願ひいたします。

◎教育長

何かご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、7. その他に移ります。その他、何かありますか。

●生涯学習課長

生涯学習課から3点お願いします。すべて口頭で説明させていただきます。

1点目として、大里西公民館大研修室の利用停止についてです。大里西公民館に隣接しております大里オリーブ児童センターの改修工事が令和5年10月1日から11月20日の期間中行われます。その期間、児童クラブの代替施設として公民館の大研修室を使用するため、一般の利用を停止させていただきます。

また、工事の期間中、大里オリーブ児童センター西側駐車場4台分を、工事のため令和5年9月1日から令和6年2月16日までの間占有いたしますので、この期間中は駐車場が使用できません。

2点目と3点目の令和5年度一般財団法人稻沢市文化振興財団事業計画及び収支予算の報告及び令和4年度一般財団法人稻沢市文化振興財団事業報告及び収支決算の報告については、関連がありますので一括で説明させていただきます。この財団につきましては、普通地方公共団体が資本金の2分の1以上を出資している一般財団法人のため、地方自治法の規定により、その経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとなっております。つきましては、事業計画、収支予算及び事業報告、決算について6月定例議会で報告をさせていただきます。なお、この事業計画等につきましては、5月に開催される稻沢市文化振興財団理事会、評議員会において承認されましたら、改めて6月のこの場をお借りして報告させていただきます。

以上、よろしくお願ひします。

◎教育長

ただいまの件につきまして、何かお聞きになりたいことがありましたら、お願いします。

◎教育長

ないようですので、次に移ります。次回開催予定日時について、教育部長お願いします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回開催予定日時でございました。これより非公開の審議に入りますので、傍聴人の方は退席してください。

【秘密会】

◎教育長

それでは、議事に入ります。議案第16号「令和5年度稻沢市一般会計補正予算案（教育委員会所管に関する補正予算）について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

本日お配りしました議案書22ページをお願いします。（議案第16号 朗読）

今回の補正理由といたしましては、「電力・ガス・食料品等価格高騰」の支援といたしまして増額されました国の新型コロナウィルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食費等への支援を行うことで保護者の経済的な負担軽減を図るものであります。

はねていただきまして24ページをお願いします。学校給食費につきましては、保護者の経済的な負担を軽減するため、今年度9月まで1食あたり50円の支援を行っているところですが、更なる物価高騰の影響により、年度途中ではありますが、昨年に引き続き9月から小学校で1食25円、中学校で1食30円の給食費を値上げするとともに、併せて国の交付金を活用し、保護者への支援を拡充し、9月から今年度中、令和6年3月31日までの給食費の半額及び食物アレルギー対応として同等の支援を行うものです。

それでは、補正予算の内容について歳入から説明させていただきます。戻っていただきまして23ページをお願いします。

歳入21款5項1目33節庶務課収入の今回補正額1億4,404万7千円の減額につきましては、児童生徒の給食費を9月以降半額とすることによる徴収減額に値上げによる教職員分からの徴収額を加えて、小学校給食費9,144万3千円、中学校給食費5,260万4千円を減額するものです。

次に、歳出の1行目10款2項1目10節、3行目10款3項1目10節及び5行目10款6項2目10節需用費の今回補正額、それぞれ1,121万8千円、1,055万9千円、1,540万4千円につきましては、給食費の値上に伴って小中学校及び共同調理場の賄材料費を増額するものです。

次に、歳出の2行目10款2項1目18節、4行目10款3項1目18節及び6行目10款6項2目18節負担金、補助及び交付金の今回補正額、それぞれ9万円、10万円、18万円につきましては、食物アレルギーのため学校給食の提供を受ける代わりに、毎食弁当を持参する児童生徒の保護者に対し、9月以降学校給食費への半額支援と同等の補助を行うため増額するものです。

なお、学校給食費支援事業等に係る財源となります新型コロナウィルス感染

症対応地方創生臨時交付金につきましては、他の事業と合わせて一括して秘書政策課で計上しています。

以上よろしくお願いいいたします。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第16号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第16号は承認されました。本日の議案は、全て承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

つづきまして、報告事項に移ります。「専決処分の報告について」を学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

本日お配りしました定例会事項 6 ページの専決処分調書をご覧ください。令和4年12月1日発生の市内坂田小学校での体育の授業中における安全対策の不備による児童の負傷につきまして、「市長の専決処分事項の指定について（平成3年12月20日議決）」第1号の規定により専決処分したものでございます。

整理番号1番といたしまして、専決処分年月日は令和5年4月26日、相手方は、ここに記載の方で、負傷を負ったのは5年生の児童でございます。

令和4年12月1日木曜日、第5時限に稻沢市坂田町の坂田小学校運動場で、体育の授業中にティーボールの試合をしていました。他の児童が打者としてボールを金属バットで打った際、バットを手離してしまい、打順を待っていた児童の鼻に当たり鼻骨を骨折してしまいました。打者と打順待ちの児童の間に十分な距離が確保されておらず、本来ウレタンバットを使用する種目でしたが金属バットを使用していたため、負傷の程度が大きくなってしまいました。

事故発生後は、学校で応急処置を行い保護者に連絡しました。保護者の迎えのもと病院を受診し、手術のため後日6日間の入院をしました。通院は12月16日をもって終了しましたが、十分な経過観察期間を取ったのち、4月に示談とさせていただきました。今回の賠償の内容としましては、損害保険の規定に基づき治療関連費用や保護者の付き添いに関する費用等を算出したものでございます。

なお、本件につきましては、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、議会にも報告をさせていただきます。

以上よろしくお願ひいたします。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願ひします。

◎教育長

ないようですので、これをもちまして、第5回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和5年6月21日（水） 午後1時30分 市役所東庁舎第11・12会議室

— 閉　　会 —

令和5年6月21日

教　育　長

職務代理人

委　　員

委　　員

委　　員

委　　員

書　　記